

国土強靱化アクションプラン2014 (案)

平成26年6月3日

国土強靱化推進本部

目 次

(頁)

第 1 章	国土強靱化アクションプランの位置づけと構成	…	1
第 2 章	プログラムごとの脆弱性評価	……………	4
第 3 章	各プログラムの推進計画	……………	5
第 4 章	プログラム推進のための主要施策	……………	38
(別紙)	プログラムごとの脆弱性評価結果	……………	60

第1章 国土強靱化アクションプランの位置づけと構成

1 国土強靱化アクションプランの意義

概ね5年間の施策分野別推進方針を示した国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の着実な推進を図るためには、毎年度、個別施策の進捗^{ちよく}を極力定量的に把握し、これを基に各プログラムの進捗状況を府省庁横断的に評価するとともに、当該評価を踏まえて、プログラムごとの推進計画を策定・修正しつつ、プログラムごとに、向こう一年間に特に取り組むべき具体的な個別施策（個別施策間の府省庁横断的な連携方策を含む。）を立案・実施するというプログラムの進捗管理を行うことが極めて重要である。

このため、ここに、プログラムごとの脆弱性^{ぜい}評価、各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策の各事項を明らかにした「国土強靱化アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を定めるとともに、毎年度、プログラムの進捗状況を府省庁横断的に評価することによって、アクションプランの見直しを行うものとする。

個別施策の進捗を定量的に把握するため、重要業績指標等の具体的数値指標を設定するとともに、情勢の変化に応じ不断の見直しを行うものとする。その際には、可能な限り直近の状況の把握に努めるとともに、目標年次を可能な限り揃えるように努めることとする。

なお、基本計画で示された、

- ・災害等の発生に対する4つの基本目標
- ・大規模自然災害を想定した事前に備えるべき8つの目標
- ・その妨げとなるものとしての45の「起きてはならない最悪の事態」
- ・「起きてはならない最悪の事態」のうち対処に当たっての国の役割の大きさ・緊急度及び影響の大きさの観点から重点的に対応すべきものとして選定した15の事態

は次表のとおりである。

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	複数空港の同時被災
		5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
	6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出	
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

※網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

2 アクションプランの構成

(1) プログラムごとの脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点から、各プログラムの達成度や進捗を把握するための重要業績指標を設定するとともに、毎年度、これを踏まえ、取り組んでいる施策についてプログラムごとに評価を行う。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、脆弱性評価手法の見直しを含め、諸情勢の変化に応じて、精度向上や指標の変更等の内容の継続的な見直しを行うこととする。

(2) 各プログラムの推進計画

プログラムは毎年毎年展開されている様々な施策を「起きてはならない最悪の事態」ごとに府省庁横断的に整理するものである。「起きてはならない最悪の事態」は、大規模自然災害により生じかねない具体の事象であり、各プログラムについて脆弱性評価結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに府省庁が連携して施策を実行していくことは極めて重要である。

このため、毎年度の個別施策を立案・推進する際には、個別分野別の府省庁ごとの視点に加え、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという視点から府省庁横断的に実効性・効率性のあるものとするのが重要であることから、毎年度、(1)の結果を踏まえて、各プログラムの推進計画をとりまとめることとする。

(3) プログラム推進のための主要施策

「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進のため取り組むべき主要施策について、施策分野ごとに整理する。新たな施策連携、施策の深まり、プログラムの進捗等に応じて毎年度継続的に見直すこととする。

第2章 プログラムごとの脆弱性評価

平成26年3月時点で行ったプログラムごとの脆弱性評価の結果及び評価に当たって参照した重要業績指標は、別紙のとおりである。

第3章 各プログラムの推進計画

第2章で整理したプログラムごとの脆弱性評価の結果を踏まえた、各プログラムの推進計画は次のとおりである。

これらの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、いずれも、複数の府省庁が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、地方公共団体の理解と協力を求めつつ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進計画に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、重点化した15のプログラム（以下で※が付いたプログラム）については、その重要性に鑑み、進捗状況、関係府省庁における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

※1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する。さらに、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る。
- 交通施設及び沿線・沿道建物の耐震化を促進する。交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関して、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の対策及び地下街の安全性の向上に取り組む。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備について、官民が

連携して、避難地等の整備、建築物の不燃化等により密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

(重要業績指標)

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79% (H20) →95% (H32) 建築物：約80% (H20) →90% (H27)

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 15% (H24) →18% (H28)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24) →概ね100% (H29)

【国交】大規模盛土造成地マップ公表率 約4% (H25) →約50% (H28)

【国交】防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25) →100% (H30)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23) →5,745ha (H32)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 学校施設の耐震化（つり天井等の非構造部材、ライフラインを含む）の早期完了（国公立学校施設については平成27年度まで、私立学校施設については国公立の状況を勘案して）を目指し、取組を強化させる。
- また、医療施設、金融機関、郵便局、交通関連施設、体育館、公民館、文化財等の施設の耐震化について着実に推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 約80% (H20) →90% (H27) (再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24) →

81.2% (H26)

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 84% (H24) →94.5% (H30)

※1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を着実に推進する。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備及び耐震化等を計画的かつ着実に進める。
- 関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード対策・ソフト対策等を総合した防護水準について検討する。
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とした効果的な管理運用を推進する。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。

(重要業績指標)

【国交】津波防災情報図の整備 20% (H25) →100% (H27)

【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14% (H24) →100% (H28)

【国交】緊急地震速報の精度向上（震度の予想誤差が±1階級におさまる割合）
79% (H24) →85% (H27)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等に

における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）→約66%（H28）

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49%（H23）→概ね80%（H28）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33%（H24）→約57%（H28）

※1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水機場や雨水貯留管等の排水施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施する。
- 施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 内水ハザードマップや洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策をさらに推進する。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制の構築を推進する。

（重要業績指標）

【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%（H24）→約76%（H28）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%（H24）→100%（H28）

【国交】洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合

62% (H24) →100% (H28)

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約55% (H24) →約60% (H28)

※1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 火山・台風・集中豪雨等に対する防災情報の強化、ハザードマップの統合化、防災アセスメント、3次元地理空間情報の活用等のソフト対策を充実させる。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害被害対策を徹底した上で地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。また、自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 災害のおそれがある箇所の観測・調査・把握結果に基づき、訓練・避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりや土砂災害対策等を総合的に実施することによる防災力の向上を図る。
- ため池、農業水利施設等の総点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策とソフト対策や管理体制の強化を実施するとともに、地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。
- 火山噴火警戒システムの整備、火山噴火による土砂災害等に備えた危機管理計画を策定する。

（重要業績指標）

【内閣府】具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 13% (H24) →100%

（一）

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸 (H24) →約114万戸 (H30)

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47% (H24) →約51% (H28)

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割 (H24) →6割 (H28)

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割（H24）→10割（H32）

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落（H25）→58千集落（H30）

※1-6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村における J アラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識の在り方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS¹情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備など、IT を活用した情報収集手段の多様化・確実化を更に促進・推進する。
- 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制整備を推進する。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

（重要業績指標）

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）→100%（H26）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）→100%（H28）

【総務】AM 放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（H25）→100%（H30）

¹ GNSS とは、Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）の略称であり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。

【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300分（H24）→3分（H26）

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知
0市町村（H25）→1,700市町村（H30）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台（H24）→6,400台（H28）

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

※2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。
- 水道施設の耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の検討を進める。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを、学校・病院等の関係機関、地方公共団体と連携しつつ着実に推進する。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、避難所となる学校施設の防災機能の強化など各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
- 応急用食料の確保について、個別の大規模自然災害等を想定し、具体的対応の検討を進める。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等

により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

(重要業績指標)

【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24) →64% (H28)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24) →50% (H34)

【経産】低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合
(全国) 81% (H24) →90% (H37)

【農水】応急用食料の充足率 毎年100%を維持

【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25) →100%
(H30)

【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25) →100% (H29)

【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25) →100%
(H29)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に進める。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、航路・道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を進める。
- 既存の物流機能を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、貨物輸送事業者の BCP 策定、山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により避難路や代替輸送路

を確保するための取組等を促進する。

- 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の取組を促進、改善する。
- 地方行政機関（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避すべく体制の強化を図る。
- 「適切な災害関連情報の収集・提供」を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集・提供手段を確保する。

（重要業績指標）

【国交】 橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）→82%（H28）

【国交】 道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）→68%（H28）

【防衛】 災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）→100%（H30）

※2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、東日本大震災における米軍のトモダチ作戦等の経験を踏まえ、海外からの応援部隊の受入れや連携活動の調整方法等について事前に明確化する。
- 関係省庁の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線のデジタル化、警察の無線中継所リンク回線の高度化など情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進

する。

- 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備又は環状交差点の活用、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する。

(重要業績指標)

【総務】 緊急消防援助隊の増強 4,600隊 (H25) →6,000隊 (H30)

【国交】 リエゾン協定締結率 93% (H25) →100% (H28)

【防衛】 災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25) →100% (H30) (再掲)

【警察】 災害警備訓練施設の設置 0% (H25) →100% (H28)

【警察】 都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82% (H24) →90% (H27)

【総務】 消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31% (H25) →100% (H28)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量を検討するとともに、関係府省庁間の連携体制を構築する。
- 需要者側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めるとともに、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）の普及の推移に応じた支援方策について検討する。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。

(重要業績指標)

【経産】 避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25) →100% (H30)

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保とあわせ、徒歩での帰宅支援の取組を推進する。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等については、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有していないため、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について関係府省庁間の連携調整を事前に行う。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応を進める。

（重要業績指標）

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数
11地域（H25）→45地域（H30）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供する災害拠点病院及び救命救急センター等の医療施設の耐震化を着実に推進する。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策等）の充実を図る。
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到達できるよう、緊急輸送

道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する。

- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する。
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。

(重要業績指標)

【厚労】 災害拠点病院における DMAT 保有率 毎年度100%を維持

【厚労】 都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16県 (H25) →47都道府県 (H28)

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。
- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道 BCP の策定を着実に推進する。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

(重要業績指標)

【厚労】 感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数 140自治体

【厚労】 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 毎年95%以上

【国交】 下水道津波 BCP 策定率 約9% (H24) →約100% (H28)

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有のための体制構築を図る。
- 矯正施設の耐震化を着実に推進する。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を推進する。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

(重要業績指標)

【法務】 矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築
0庁 (H25) →177庁 (H26)

【法務】 矯正施設の耐震化率 70% (H24) →100% (一)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握のための取組を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置について、中長期的な視点から着実に整備を進める。また、災害時においても安全な通行が確保できる環状交差点の活用を図る。

(重要業績指標)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

※3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 政府全体の業務継続計画に基づき、各府省庁の業務継続計画について、継続的に評価及び見直しを行い、実効性の向上を図る。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して最低限人命の安全と機能の確保が図られるための対策を着実に実施する。
- 首都直下地震等の大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップを強化する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶による機能不全を回避するため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に進める。

(重要業績指標)

【各府省庁】 政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況

0府省庁 (H25) → 全府省庁 (H26)

【内閣府】 各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁 (H25) → 全府省庁

(H27)

【各府省庁】 業務継続のために必要な発電用燃料の充足度 (各府省庁が1週間程度

の燃料を備蓄していること) 3日分程度 (H24) → 1週間程度 (—)

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、地方公共団体における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化する。
- 被災リスクに備えた関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築 (救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)

を推進する。

- 警察署、消防署をはじめとする地方公共機関等の庁舎施設、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、公立社会教育施設、社会体育施設、必要な通信機能を確保する通信施設等の耐震対策等を促進するとともに、必要な装備資機材等の整備を図る。
- 電力供給遮断などの非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。
- 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。
- 学校施設において、吊り天井等の非構造部材等の耐震対策を一層加速して推進するとともに、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する。

（重要業績指標）

【総務】 防災拠点となる公共施設等の耐震率 83%（H24）→100%（－）

【環境】 全国の47都道府県及び20政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 57%（H25）→100%（－）

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

※4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価を行い、必要に応じて対策を講じる。
- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施するとともに、事業者による当該基準への適合性の自己確認を実施させる。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。

(重要業績指標)

【総務】 事業用電気通信設備規則（総務省令）の適合 100%を維持

【警察】 無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54%（H25）→100%（H30）

【国交】 デジタル無線機の整備進捗率 94%（H25）→100%（H27）

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 日本郵便（株）において引き続き直営郵便局施設の耐震化を実施するとともに、必要に応じ事業継続計画（BCP）の見直しを図る。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する。

(重要業績指標)

【総務】 自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 23%（H25）→100%（H30）

【総務】 公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）→100%（H28）

(再掲)

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

※5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるため、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める。また、個別企業の BCP についても、策定を促進するとともに、その実効性を向上させる。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める取組を推進する。その際、整備効果を最大化するため、各地方ブロックにおいて連絡調整を図りながら進める。また、それらの施策の進捗にあわせて、地方ブロック毎に関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）の作成を行う。

（重要業績指標）

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：45.8%（H23）→ほぼ100%（H32） 中堅企業：20.8%（H23）→50%（H32）

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%（H25）→100%（H28）

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%（H24）→100%（H28）

※5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP について、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る。

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所やガス管等の供給能力を維持・強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- コンビナート防災訓練において、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(重要業績指標)

【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだ BCP の策定率 0% (H24) →100% (H26)

【経産】全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 毎年度100%

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 毎年度100%

【防衛】訓練目的の達成率 毎年度100%

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表、事件事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、東日本大震災を踏まえて耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震等に対する耐震基準見直しの検討を進める。

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25) →100% (H30)

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 98% (H24) →100% (H28)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0部隊 (H25) →12部隊 (H30)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 非常時における海上輸送を確保するため、海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制の強化等について、関係省庁間の協力・連携のもとで関係機関が連携して進める。
- 陸上輸送の寸断にも備えた港湾施設、航路標識等の耐震対策等を進めるとともに、海岸保全等の対策を推進する。

（重要業績指標）

【国交】航路標識の自立型電源導入率 84% (H24) →86% (H28)

※5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の上昇を図る。

- 東西分断のリスクを評価し、これを踏まえて時間管理概念を導入して対策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、鉄道や空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 東西を結ぶ基幹的交通ネットワークが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態は、起こり得るものとして、国や地方公共団体等がこれに備える。
- 港湾の BCP の策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討する。
- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートへの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク、新幹線ネットワークの着実な整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮した BCP/BCM の構築が民間事業者等において促進されるよう努める。

（重要業績指標）

【国交】 代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%（H23）→約50%（H28）

【国交】 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾 BCP）が策定されている港湾の割合 3%（H24）→100%（H28）

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24) →68% (H28) (再掲)

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率 (重要交通網に係る箇所) 約47% (H24) →約51% (H28) (再掲)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24) →概ね100% (H29) (再掲)

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的な被害が生じた際に空港間が広域で連携して必要な輸送能力を確保するための空港間連携体制の構築等を進める。
- 輸送モード相互の連携・代替性を確保する観点から、既存の道路、鉄道等の効率的な活用を図るための施策を推進する。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策として、空港等の施設の耐震対策等を推進する。

(重要業績指標)

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港 (H25) →7空港 (H28)

【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 7,600万人 (H24) →9,500万人 (H28)

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。特に、主要な金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトが、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施するとともに、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

(重要業績指標)

【金融】金融機関 (全銀協正会員) における BCP の策定 実効性を維持

【金融】金融機関 (全銀協正会員) のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98% (H25) →100% (H27)

【金融】横断的訓練の実施 毎年度100%

【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 実効性を維持

※5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（平時から利活用できる「共同配送」や「受発注システムの共同化」、災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、水産物の一連の生産・流通過程に係る事業継続計画（BCP）の策定等を促進する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震照査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理、防災・減災力向上や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾、空港等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

（重要業績指標）

【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）→50%（H29）

【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%（H24）→概ね65%（H28）

【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6割（H24）→8割（H28）

【農水】農道橋（延長15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割（H25）→10割（H32）

【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1万 ha（H24）→10万 ha（H28）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

※6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき必要に応じ発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
- 製油所の非常時出荷能力確保のため、製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入促進を図る。
- 石油タンクの耐震改修を促進する。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を着実に完了させる。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常用3点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ド

ラム缶石油充填出荷設備) 導入割合 38% (H24) →100% (H27)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H24) →100% (H32)

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定率 0% (H24) →100% (H28)

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95% (H25) →100% (H28)

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄量 46% (H24) →100% (H28)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の登録目標の達成 0部隊(H25) →12部隊(H30)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するため広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

(重要業績指標)

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24) →50% (H34) (再掲)

【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13% (H25) → 50% (H30)

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 地方公共団体と連携して下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定を着実に推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を促進する。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

【農水】農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割 (H25) →10割 (H32)

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約9% (H24) →約100% (H28) (再掲)

【国交】地震対策上重要な下水管きょにおける地震対策実施率 約41% (H24) →約70% (H28)

【環境】浄化槽台帳システム整備自治体数 198自治体 (H23) →300自治体 (H30)

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。

(重要業績指標)

【農水】農道橋(延長15m以上)・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割 (H25) →10割 (H32) (再掲)

【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24) →82% (H28) (再掲)

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24) →68% (H28) (再掲)

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港 (H25) →7空港 (H28) (再掲)

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストック及び雨水・下

水道再生水等の水資源の有効活用、農業用水の利用・管理の効率化を図る。

- 気候変動に対応した渇水対策の検討及び災害時における地下水利用、雨水有効利用のための指針を策定する。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成など、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して密集市街地の計画的な改善を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する取組を進める。

（重要業績指標）

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha（H23）→5,745ha（H32）（再掲）

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を

実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%
(H25) →100% (H32) (再掲)

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0% (H24) →100% (H32) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24) →約66% (H28) (再掲)

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方公共団体等が連携した取組を強化する。また、災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 住宅・建築物の耐震化について、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。
- 地球観測衛星による高精度な観測を行うこと等により、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案など、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 自動車の民間プローブ情報の活用により迅速に道路交通情報を把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する。

(重要業績指標)

【警察】 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数
5,229台 (H24) →6,400台 (H28) (再掲)

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づき対策を実施する。
- 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等のハード・ソフトを適切に組み合わせた対策を行う。

(重要業績指標)

【農水】 ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25) →10割 (H32)

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備促進など、国と地方公共団体が連携して対応する。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に取り組むとともに、大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析を踏まえた対策を速やかに実施する。

(重要業績指標)

【経産】 安定解析を行った集積場の数 50% (H24) →100% (H26)

※7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。
- 山地災害のおそれがある箇所の把握結果に基づき、避難体制の整備等のソフト対策との連携を図りつつ、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。
- 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25) →78% (H30)

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) →58千集落 (H30) (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する。

(重要業績指標)

【金融】横断的訓練の実施 毎年度100% (再掲)

【金融】金融機関(全銀協正会員)におけるBCPの策定 実効性を維持(再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を促進する。
- ごみ焼却施設について、自家発電設備を設置するなど災害対応力強化を図る。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する。
- 災害廃棄物の他地方公共団体の受入協力と合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する。

(重要業績指標)

【環境】 ストックヤード整備率 46% (H22) →80% (H35)

【環境】 ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27% (H25) →80% (H35)

【環境】 災害廃棄物処理計画の策定率 (市町村) 8% (H22) →80% (H35)

【環境】 廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発 (市町村) 2% (H25) →80% (H35)

【環境】 有害物質把握実施率 21% (H22) →100% (H30)

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を進める。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅

な低下を回避するための取組を進める。大規模災害が発生した場合の国から地方公共団体への派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCE の人員・資機材・装備の充実を図る。

- 人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及など、ICT 等を活用した技術の開発、定着を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させるとともに、関係府省庁、地方公共団体等の連携を強化する。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 警察災害派遣隊について、訓練練度の向上を図るための訓練施設の整備、体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を推進する。
- 南海トラフ地震のような大規模災害発生時に地方公共団体の警察機能が十分機能するよう警察署の耐震化を進める。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等による交通施設の被害想定の上昇を図るとともに、幹線交通の分断が社会・経済に及ぼす影響に関する想定精度の上昇を図る。
- 交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路、鉄道、港湾、空港等の交通施設の耐震対策等）を進める。また、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。
- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等）を検討

する。

- 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートへの検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して進める。
- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に地方公共団体等とも連携して総合的に取組を推進する。
- 複軸の交通ネットワークの構築（輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、新東名高速道路をはじめとする高速道路ネットワーク整備等を図る。
- 基幹的交通ネットワークが機能停止する事態に国・地方公共団体・民間事業者等が連携して備える必要があることを国民に周知するとともに、基幹的交通ネットワークが機能停止する事態を考慮した BCP/BCM の構築が民間事業者等において促進されるよう努める。
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を推進するとともに、登記所備付地図を作成し、また、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備することにより、地籍図等の整備を積極的に推進する。

（重要業績指標）

【国交】 橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）→82%（H28）（再掲）

【国交】 地籍調査進捗率 50%（H24）→57%（H31）

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する。
- 災害発生後に、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被

害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(重要業績指標)

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合
31% (H24) →100% (H28) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31% (H24) →約66% (H28) (再掲)

注1) 重要業績指標として掲載した現状値は、()内の年度末時点で把握されているものである。

注2) 目標値の年度が「-」となっている重要業績指標は、現時点で目標年度が設定されていないものである。

第4章 プログラム推進のための主要施策

第3章に掲げた「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの推進計画に基づき特に取り組むべき個別具体的施策は、次のとおりである。

なお、当該事態を回避するための施策は、複数の事態の回避に資することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

これらの実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意するものとする。

【個別施策分野】

1. 行政機能／警察・消防等

(行政機能)

- 政府全体の業務継続計画において業務継続の方針、省庁横断的な事項及び各省庁の業務継続計画の策定の基準となるべき事項を定めるとともに、この業務継続計画等を踏まえ、各府省庁は業務継続計画を見直す。
- 各府省庁の業務継続計画等に基づき、官庁施設の耐震化、物資の備蓄、電力・情報通信等の確保、代替機能の確保等を進める。
- 出入国審査等については、今後とも訓練等を実施するなどして、災害発生時において外国からの緊急援助隊の受入れ等を迅速かつ円滑に行うことができるような体制を整備する。
- 地方行政機関等の機能確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、地方公共団体における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進等により業務継続体制の強化を図るとともに、強靱化を担う人材の育成・確保等により、地方公共団体の体制強化を図る。
- 業務継続計画を踏まえ、バックアップシステムの強化、通信経路やネットワーク拠点の二重化等の対策を推進するとともに、必要に応じて更なる対策を各府省庁連携して検討する。
- 建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活

動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、総合的な耐震安全性を確保する。また、首都直下地震等による商用電力途絶時において、震が関地区の中央官庁の非常時優先業務の継続に必要な電力を確保するための対策を推進する。

- 大規模地震災害の発生に備え、広域防災拠点となる官庁施設の整備を推進するとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進する。
- 情報通信機能や金融機能については、電力等その他の主要インフラの維持が前提となり、電力等が途絶した場合には必要な機能が果たせないおそれがあるため、関係省庁間で連携を行い、引き続きそれらの主要インフラの維持を図る。
- 人工衛星の活用や調査機材の IT 化による高度情報収集体制の構築、及び三次元の精密標高データ等の基本情報とリアルタイム情報の電子地図上での重ね合わせにより分析・共有できる電子防災情報システムの構築により、災害対応の高度化を図る。
- 気象、地震・津波、火山噴火に関する予測精度の向上やより災害に強い情報通信ネットワークの構築、GPS 波浪計の適切な運用等を図り、防災気象情報を改善し適時的確な提供を行う。
- 矯正施設からの被収容者の逃亡による治安の悪化を防ぐため、大規模災害発生時の矯正施設の状況に関する情報を、関係機関等との間で共有する体制の構築を検討する。

(警察・消防等)

- 大規模災害発生時において、救出・救助活動を始めとする第一線警察活動の中核拠点となる警察施設の耐震化・老朽化対策に係る取組や、災害発生時においても住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するために必要な自起動式発動発電機などの災害に備えた交通安全施設の整備を推進する。
- 切迫する大規模地震に備え、石油コンビナート災害に対する防災体制の充実強化、消防設備等の耐災害性強化等の火災予防・危険物事故防止対策を推進する。
- 発災時における海上保安機能の喪失や海上輸送の断絶は、被災状況下におい

ては致命傷であることから、海上保安庁の通信施設や航路標識等の防災対策等を着実に進める。

- 自衛隊施設について、部隊の任務遂行に必要な不可欠であるとともに、震災発生時には災害対策の拠点となるなど極めて重要な役割を担うことを踏まえ、必要な耐震・津波対策を引き続き推進していく。
- 災害時における被害状況の早期把握や迅速な捜索救助活動、被災地の治安を確保するために必要となる航空機、船舶、車両等の装備資機材の整備を推進する。
- 常備消防力の強化、消防防災施設の整備等をより一層推進するとともに、石油コンビナート等のエネルギー・産業基盤における応急対応に資するリモート操作可能な災害対応ロボット等の G 空間×ICT を活用した車両・資機材等を研究開発する。
- 防災センターの機能・機材を充実させるとともに、発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルートの確保等の応急対策業務をより一層的確に実施するため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備、航路啓開のための体制の整備等を着実に進める。
- 発災直後の海難発生等による被害を軽減するとともに海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、一元的な海上交通管制の構築を着実に進める。
- 災害時においても活用することができる車両、艦艇、航空機等の装備品を取得するとともに、民間輸送力の活用に係る施策を推進し、機動力の充実強化を図る。
- 情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進、通信資機材・体制の充実、都道府県警察との大規模災害を想定した合同訓練の実施により、警察の災害対処部隊の実戦的対処能力の向上を図る。また、交通安全施設で収集している交通情報に加えて、民間事業者が保有する民間プローブ情報を活用することで、道路の通行可否、迂回路の混雑状況等の交通状況を把握して的確な交通規制を実施する。
- 電力供給停止等が起きても、救助等に係る関係機関との円滑な通信手段を確保するため、関係機関の保有する無線機との接続が可能となる拡張性を有する野外通信システム等の整備を促進するとともに、自衛隊の活動に不可欠な通信

を確保するため、通信網「防衛情報通信基盤」の強化を図る。

- 消防救急無線のデジタル化を推進するとともに、災害情報をより迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線のデジタル化や緊急速報メールの活用を始めとした地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化及び Jアラート自動起動機の整備等による適切な災害関連情報の収集・提供等を実現する。
- 三次元の精密標高データ等の基本情報とリアルタイム情報の電子地図上での重ね合わせにより分析、共有できる電子防災情報システムを構築することにより、災害発生時の迅速な応急活動の強化・充実を図るとともに、地震・津波防災対策の推進のため、海底地殻変動観測及び津波防災情報図、海底地形データの整備も着実に進める。
- 救助に係る関係機関間における円滑な共通認識を図るため、統一した地図（UTM グリッド）を有効活用するなど、災害対応の標準化に向けた検討を推進する。
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。
- 地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織等の活動の活性化、地域防災リーダーの育成等による地域防災力の充実強化を図るとともに、地域水防力の強化に向けて、水防演習の実施や、水防団、水防協力団体に関する啓発活動を実施する。
- 大規模災害時に、人命救助、火災防御、救急活動等に即応する緊急消防援助隊の体制を強化するため、高度な車両・資機材等の着実な整備、地理空間情報（G 空間情報）の活用など情報通信機能の充実、情報収集機能を備えた消防防災ヘリの整備等を推進する。また、石油コンビナート等の特殊災害に即応するエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を緊急消防援助隊に新設し、その部隊の中核となる高度な特殊車両等を配備する。

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の装備品の充実等による活動体制の強化を図る。
- 全国各地の駐屯地等に配置した初動対処部隊（FAST-Force）等による初動対処態勢の強化を図る。
- 地上から直接被災地へ進出することが困難な場合等に対し、効果的に航空機や艦艇を展開する場合に備え、場外離着陸場及び艦艇の接岸可能港湾等の調査を推進する。
- 救助等に係る対応能力の向上を図るため、防災訓練を含む各種訓練の企画段階から、関係機関との連携要領の検討を図るとともに、関係機関と連携した合同訓練、民間事業者を含む関係者間の連携強化等を実施する。

2. 住宅・都市

- 地震時等に大規模な火災発生のリスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地及び避難路等の施設整備と幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物等への共同建替えなどのハード面に加え、都市計画・建築規制等の規制的手法や避難・防災訓練や避難マップ作成等のソフト面を適切に組み合わせた対策を実施する。
- 住宅・建築物の耐震化については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物等に対する耐震診断の義務付け等を内容とする改正「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を円滑に運用し、耐震診断、耐震改修等の促進を図る。
- 新築の建築物等に対して建築基準法に基づく天井の脱落対策を義務付ける。既設の天井については避難所等の特に早急に改善すべき建築物に対して指導を行うとともに、耐震改修の促進を図る。
- 関係省庁における検討を踏まえて、長周期地震動に対する超高層建築物等の構造安全対策を進める。
- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時の避難所としても機能することから、その安全確保のため、耐震化（屋内運動場等のつり天井等の非構造部材を含む）の早期完了（国公立：平成27年度まで、私立：国公立

の状況を勘案)を旨すとともに、長寿命化等に着実に取り組む。

- 体育館、公民館等の施設については、不特定多数の者が利用し、災害発生時には避難所等となることから、耐震化を着実に推進する。また、文化財等の施設についても、耐震化、石垣や地盤の崩落防止措置、防火設備の整備など防災対策への支援を着実に推進する。
- 水道施設の耐震化については、当面、各水道事業者が耐震化計画の策定を進め、これに基づいて基幹となる管路や配水池、浄水施設に加え、断水エリア、断水日数の影響が大きい施設、管路を優先して耐震化を進める。また、重要度の高い施設（病院、避難所等）を設定し、これらの施設への供給ラインから優先的に耐震化を実施する。これらの取組に対し国においても、耐震化計画策定指針の改定、財政支援等の必要な支援措置などにより、災害時の被害軽減策の促進を図る。
- 水道事業を営む地方公共団体間における共同訓練や、災害対策協定に関するノウハウや事例等を周知するなど、応急給水の準備対応に資する連携強化を図る。また応急給水のための住民との訓練、避難所や応急給水場所の周知、被災時に職員が対応できない場合を想定した地域の自立促進を図る。
- 不慮の停電においても水供給が可能となるよう、自家発電設備等の整備促進に寄与する対応を図る。また、省電力化、配水池の増強等各水道事業、施設構成に見合った対策を検討する。さらに電力需給の逼迫に対応するため、再生可能エネルギー等の導入を促進する。
- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化・耐津波化を着実に推進するとともに、被災した場合においても下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的とした下水道 BCP 策定などの「減災対策」を組み合わせた総合的な地震・津波対策を推進する。
- ガス導管については、保安上重要な建物の古いガス管（内管）も含め、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。
- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者や負傷者等への対応能力を都市機能として事前に確保する。また、地

方公共団体等と連携した対応（一斉帰宅の抑制、行動ルールの周知等）、スペース（公園緑地等）の確保等を推進する。

- 避難所となる学校施設に関する防災機能（避難経路、避難階段、備蓄倉庫、蓄電機能等）の強化を進める。
- 公民館が地域の防災拠点となり、防災に関わる様々な主体と連携しつつ、住民相互の自助・共助により地域の防災・減災力を高めるために実施する取組を支援し、その成果の普及を図ることを通じて全国的な地域の防災・減災力の向上を図る。
- E-ディフェンスを活用した震動実験研究等を実施することによって、長時間・長周期地震動に対する建築物の構造安全性を確保する。
- 新規構造材料の開発や構造部材の信頼性評価技術、点検・診断技術、補修技術等の研究開発を行い、社会インフラの長寿命化・耐震化を推進する。
- 地震・津波等の速報、被災状況の把握等に貢献するため、海底地震津波観測網・地球観測衛星の活用を図る。

3. 保健医療・福祉

- 医療施設の耐震化については、引き続き、災害拠点病院等の耐震化整備に対する支援措置により着実に推進する。
また、医療施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。
- 社会福祉施設の耐震化については、引き続き、耐震化整備に対する支援措置により着実に推進する。また、社会福祉施設の耐震化状況を継続的に把握するとともに、地方公共団体や事業者等に対して耐震化整備の推進について周知徹底する。
- 広域的な福祉支援ネットワークについては、大規模災害時に行政と民間が一体となり、機動的かつ能動的に福祉人材を派遣し、要援護者の支援を行うため、平時からのネットワーク構築や人材養成のための訓練等が重要であり、引き続き、財政支援や技術的助言等の各都道府県単位のネットワーク構築に対する支援措置により、公民協働によるネットワークの全国化を図る。

- 災害の発生により、感染症の発生やまん延を防止するため都道府県知事が必要があると認める場合には、感染症法に基づき消毒や害虫駆除等を実施する。また、災害の発生時に限らず平時から、感染症の発生やまん延を防止するため予防接種法に基づく予防接種を実施する。
- 総合的な防災の拠点となる施設（SCU：広域搬送拠点臨時医療施設等）での活用とともに、海からの医療提供にも活用できるよう、重症患者を含めた患者の受入れが可能なユニットの整備や、救護所を設置する市町村や災害拠点病院に必要な資機材の配備について検討する。
- 地域における医療に関する各種講習を充実させるための取組を進める。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な整備計画など早期啓開に向けた対策を講ずる。
- 医療資源の確保や広域医療搬送の手段、受入先の確保などの事前の対策を早急に講じるとともに、医療資源（医療資機材、医療従事者等）の適切な配分がなされるよう、カウンターパート制度の導入等、国と地方公共団体が連携しつつ仕組みを構築する。
- DMAT については、欠員の補充などへの対応を加えながら養成研修を継続し、着実な育成を図る。
- DMAT については、あらかじめ数チーム～十数チーム規模の訓練を実施し、DMAT の組織的な編成・運用について検討を行う。
- 医療支援チームの情報や被災した市町村や保健所単位の医療ニーズを都道府県レベルで集約し、各被災した地方公共団体への医療チームの再編成・配分を調整する仕組みを構築する。その際、DMAT 活動との円滑な引継ぎや被災都道府県における医療支援チームへの指揮調整体制の在り方も含めた検討を行う。
- 医療・福祉施設の南海トラフ地震における浸水予想区域からの移転促進のための支援措置を講じる。
- 災害拠点病院の自家発電設備、受水槽、備蓄倉庫等の整備を推進する。
- 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる施設となる福祉避難所の機能強化を進める。

4. エネルギー

- サプライチェーンの確保による被害の拡大防止、速やかな復旧の実現のために、関係機関による合同訓練を実施するとともに、協議会により合同訓練実施のための情報共有を図る。
- 災害時における迅速な石油供給を確保するために、関係機関が連携し災害時のロジスティクスに係る諸課題の解決と必要な協力の準備を事前に進める。さらに、災害時石油供給連携計画の訓練を引き続き関係省庁等と連携して実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを進める。
- 災害時においても必要最小限のエネルギー供給を確保するため、災害時の燃料供給円滑化等のための課題の事前検討を行う。
- 災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するため、港湾の広域的な連携を通じ港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進する。
- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、関係機関が連携し、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。
- 強靱なエネルギーサプライチェーンを構築するために、災害の切迫性や機能の重要度に応じて製油所等の設備、護岸、防波堤等の強化等を図るとともに、関連する研究・技術開発を推進する。
- 地域において石油製品供給の拠点となる SS・LP ガス充填所の供給能力を維持・強化する。また、地域の安定供給に支障が生じかねない「SS 過疎地」問題等については、地域の実情に応じ、総合的な地域施策として、地方公共団体等と一体となって検討する。
- 都市ガスのガス管について、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管等への取換えを促進する。
- 切迫する大規模地震に備え、製油所や油槽所を始め各地域の農業・漁業用タンクを含めた、石油コンビナート等の災害に対する防災体制の充実強化、消防設備等の耐災害性強化等の火災予防・危険物事故防止対策を推進する。

- アクセスの遮断による供給途絶に備え、避難所等において、LP ガスバルクユニットや燃料油タンクを設置し、燃料を常時備蓄することは、他のエネルギー供給が途絶した場合にも迅速かつ円滑にエネルギーの供給を可能とするために必要である。そのために、国、地方公共団体、業界が一体となって、燃料供給等についての防災協定の締結、設備導入に対する支援措置の着実な実施により、全国的な需要家側への燃料備蓄に向けた取組の推進を図っていく。
- 地域主導による防災拠点、地域への自立分散型エネルギー等の導入を支援することにより、大規模災害時に、地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進する。
- 鉄道や医療施設、福祉関連施設等の地域の重要拠点に対し、災害時や電力逼迫時にもその活動のためのエネルギーを確保し地域住民の安全や安心を確保するため、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション、省エネ設備等の導入を進める。
- 農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水、土地などの資源を活用した再生可能エネルギー発電の導入を促進し、地域における安定的な電力供給や分散型のエネルギーシステムの構築を推進する。

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり（バイオマス産業都市）の構築を推進する。また、適地選定に基づく農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギー発電の導入を推進する。
- 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保のため、地域の実情に応じて、下水道の普及に伴って都市に大量に存在する下水処理水を利用目的に応じたレベルに処理した再生水の利用や貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。
- 大規模災害発生時においても用水の供給を確保するため、雨水・下水道再生水等をバックアップ水源として活用する体制や、水供給に関わる各事業者間の連携体制の検討を進める。
- 近年、降雨形態の変化や融雪の早期化により全国各地で渇水が発生しており、将来、温暖化によりさらに深刻化する可能性があることから、気候モデル

による新たな影響予測・分析を実施し、その影響を踏まえ、水供給の長期停止等の被害の軽減方策を検討する。

5. 金融

- 金融分野においては、金融機関を中心に概ね主要施設の耐震化や自家発電機の設置、自家発電機用燃料の備蓄等を進め、BCP も策定してきている。また、金融庁及び日本銀行も参加する形で、3市場（外国為替市場、証券市場、短期金融市場）合同の市場 BCP 訓練や全国銀行協会主催の銀行業界内横断的な防災訓練を実施するなど、金融分野における BCP の実効性向上を図っている。今後、金融機関への検査・監督を通じ、金融機関や業界団体、日本銀行との連携を一層促進し、非常時の情報通信手段の確保などの金融分野における BCP に係る取組や実効性向上を促していく。
- 資金需要（現金）に応じた交通インフラの早期復旧・通行の円滑化、代替輸送手段の確保のため、引き続き関係省庁間で連携を図る。
- 金融分野における対策が万全でも、電力復旧長期化などの業務継続に支障をきたす事象が発生するおそれがあることから、電力・燃料の優先供給等の災害対応力の強化のため、引き続き関係省庁間で連携を図る。

6. 情報通信

- 国、経済中枢機関及び電力、交通等のライフライン・インフラ事業者等の関係団体と通信事業者間で連携し、防災訓練を実施することにより業務継続性の確保の取組を強化する。また、こうした取組を通じて、情報通信に係る相互依存関係の見える化を図るとともに、これまで想定されていない長期電力供給停止等に対する脆弱性の評価とその結果に基づいた対策を講じる。
- 災害関連情報の一元的集約・共有や、多様なメディア（防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等）を活用した情報の一括配信、公共情報コモンズの活用、公衆無線 LAN の導入支援、ICT による地理空間情報（G 空間情報）の高度利活用等により、地方公共団体による情報提供手段の多様性を確保し、住民へより確実に災害情報を伝達する情報通信基盤を整備するほか、地方公共団体

等が所有する地域の公共ネットワークや、公共性の高い民間事業者が所有するネットワーク等について、防災上の観点から必要な箇所の無線による多重化等の推進を図る。

- 中央防災無線網の確実な通信確保のため、ネットワークの IP 化、大容量化、可搬型衛星通信装置の配備、立川災害対策本部予備施設での通信やデータのバックアップ機能の整備に努めるとともに、通信の相手先となる各機関における通信設備が設置されている建物の耐震性能や非常用電源の確保状況などの把握にも努めた上で、通信ネットワーク全体の強化・改善に向けた取組を行う。
- 総合防災情報システムと他機関システムとの連携強化を図るとともに、都道府県の防災情報システムとの連携を進める。また、情報空白域の発生への対応等の観点から、ソーシャルメディアや車両交通情報等の活用・分析手法の検討を進める。
- 災害時における警察活動に必要となる情報通信を確実に確保するため、無線中継所の耐震化・電源設備の充実をはじめとする警察情報通信基盤の堅牢化・高度化を推進する。
- 災害時における確実な情報通信を実現するため、電気通信設備に耐震対策を施すなど、国土交通省が整備する情報通信ネットワークの信頼性向上を図るとともに、長時間停電による通信の途絶を防ぐため、電気通信設備の省電力化及び電源の強化による停電補償時間の延長を図る。
- 災害時に、被災情報、避難情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たしているテレビ・ラジオ放送が、当該情報を国民に適切に提供できないことがないように、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる地方公共団体情報提供等を推進する。
- 日本郵便（株）において、直営郵便局施設の耐震化について着実に推進するとともに、事業継続計画（BCP）の適宜見直しを図る。
- 技術試験衛星Ⅷ型（ETS-Ⅷ）や超高速インターネット衛星（WINDS）を用いた技術課題の検証を行う。

7. 産業構造

- 各企業等における BCP/BCM の構築推進や BCP/BCM の実効性向上のため、関係府省庁を構成員とする連絡会議を設置し情報共有を図りながら、共通的なガイドラインの改訂、評価分析手法の開発、必要に応じて各業種・業態にあった策定マニュアル等の作成、想定外に備えるための訓練を含めた事業継続能力の評価手法の開発等を進める。
- グループ BCP や業界 BCP の策定のため、民間企業や経済団体等と連携して検討を進める。この際、企業連携型 BCP/BCM 構築のためのモデル事業の成果の普及を図る。また、事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年の PDCA サイクルの実施により実効性を高めることを促進する。
- BCP 策定等の施策の進捗にあわせて、地方ブロックごとに関係府省庁及びその地方支分局、地方公共団体、経済団体等が連携して地方強靱化 BCP（仮称）の策定を行うこととし、その策定に向けた枠組みや対象範囲を連絡会議で明確化する。
- 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を着実に進める。
- 災害時にも地域の最低限の経済活動を維持するため、港湾の広域的な連携を通じ港湾の機能を維持するとともに、被災した施設の早期復旧を図るため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同し、港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進する。
- 大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するため、関係機関が連携し、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保などの事前防災・減災対策を推進する。
- 災害の切迫性や港湾機能の重要度に応じて国内外の広域ネットワークの拠点となる港湾施設の災害対応力の強化や関連する技術開発を推進する。
- 災害発生時における応急対策の拠点として、基幹的広域防災拠点の管理等を推進する。

- 高圧ガス設備の耐震基準の見直しや、東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備や重要な既存の高圧ガス設備の耐震強化に向けた対策を促進する等の耐震性確保に向けた適切な施策を実施するとともに、津波対策を検討する。また、強靱なサプライチェーンを構築するために、コンテナ埠頭港湾施設の耐震強化等を推進する。
- 南海トラフ地震や津波等を想定した電気設備の健全性を評価するとともに、自然災害等発生時の復旧迅速化や減災対応等の検討を行う。
- 東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を実施する。

8. 交通・物流

- 大規模災害発生時に道路の機能を発揮するため、災害への予防的対策等として、耐震補強や斜面・盛土等の対策、無電柱化、避難路・避難階段の整備、代替性の確保のための道路ネットワークの整備等による交通ネットワークやサプライチェーンの機能確保を推進する。あわせて、道の駅の防災拠点化や、改正道路法に基づく協議会を活用した緊急輸送道路の再構築と啓開体制の構築・強化等を推進する。
- 主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進するとともに、帰宅困難者対策や地下鉄道の浸水対策の検討等の鉄道・モノレール利用者の安全を確保するための取組を推進する。
- 空港施設の耐震化を進める等、大規模災害時における航空輸送の機能確保に向けた取組を推進する。
- 港湾施設の耐震・耐津波性能の強化や関連する技術開発、基幹的広域防災拠点の管理等、港湾の広域的な連携、早期復旧のための協力体制の構築、津波からの大型船の待避場所や重要な拠点に至る航路機能の確保、コンテナ埠頭港湾の強靱化、港湾における災害時避難機能の確保、風水害が懸念される港湾における防波堤の整備、GPS 波浪計の適切な運用等を推進する。
- 大都市圏の港湾の防潮堤における地域の実情等を踏まえたハード・ソフト対策等による防護水準を検討する。

- 大規模災害時において、船舶による緊急輸送、被災者生活支援等の活動を円滑に実施するために必要な緊急時の輸送要請に向けた事業者との調整や緊急時の活用ニーズに対応した利用可能な船舶情報の迅速な把握等の体制を強化するなど、船舶の活用を推進するための具体的方策の検討を進める。
- 発災直後の海難発生等による被害を軽減するとともに海上輸送の長期的な断絶を防ぐため、海上保安庁の航路標識の耐震化等の防災対策、一元的な海上交通管制の構築、航路啓開のための体制の整備等を着実に進める。
- 大規模災害時における交通モード相互の連携・代替性確保のための具体的施策の検討を行う。
- 大規模災害時における人流・交通への影響分析及び持続的経済・社会に最低限必要な人流レベルの想定を行う。
- 大規模災害時の需要管理に関し、機能分散、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等を検討する。
- 地域再生法の規定による地域再生計画に基づき、大規模災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止等を回避するために必要な地域の道（市町村道、農道、林道）及び港（港湾、漁港）の基盤整備に対する支援を行う。
- エネルギーセキュリティの推進（CNG 車両等の普及）、バスターミナルの耐震化の促進を図る。
- 貨物鉄道の早期復旧や緊急物資輸送を図るための BCP 策定等を促進し、災害に強い貨物鉄道輸送ネットワークの構築を図るとともに、貨物鉄道の大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送の実施を検討する。
- 物流事業者等から構成される協議会等を通じて、円滑な支援物資物流及び災害時のサプライチェーンの確保に向けた検討を行い、官民の連携体制構築及び訓練の実施、荷主と物流事業者が連携した事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、物資拠点となることが想定される民間物流施設について防災機能強化を図る。
- 災対法における指定公共機関の拡充、緊急物資輸送協定の推進・拡充、民間物資拠点の拡充、電気自動車の導入支援、緊急通行車両の事前届出の推進、

インタンク保有情報の活用、地方公共団体・他の交通機関等と連携したマニュアルの作成・訓練の実施、BCP 策定の推進等を実施する。

- 港湾機能の継続計画（港湾 BCP）の策定、関係省庁及び空港関係事業者で策定した空港 BCP の共有・連携を図る。
- 広域的な被害シナリオに基づき、緊急物資等の輸送量の想定と求められる空港機能について検討等を実施し、「大規模災害発生時の空港機能の在り方」の方針を作成する。
- 津波避難計画を策定した津波リスクの高い10空港について、避難計画を確実に実施するため、空港関係者による教育・訓練等を継続的に実施する。また、切迫性の高い地震による津波リスクの高い空港について、津波早期復旧計画の検討を進めるとともに、本計画に基づく関係機関との協力体制構築等の取組を進めていく。
- 交通安全施設で収集している交通情報に加えて、民間事業者が保有するプローブ情報を活用することで、道路の通行可否、迂回路の混雑状況等の交通状況を把握して的確な交通規制を実施する。
- 自動車のプローブ情報等を活用し関係機関において早期の被害状況把握等による初動対応強化を推進するとともに、自起動式発動発電機など災害に備えた交通安全施設を整備することにより、災害発生時においても住民の避難路や緊急交通路を的確に確保する。
- 衛星携帯電話の配備等を進め、災害発生時における鉄道の情報収集体制を強化する。
- 災害等の緊急時において、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して迅速かつ正確な情報提供を行う体制を構築するなど、旅行者の安全の確保を図る。
- 地震・津波等による被災状況の把握等に貢献するため、地球観測衛星の活用を図る。
- 新規構造材料の開発や構造部材の信頼性評価技術、点検・診断技術、補修技術等の研究開発を行い、社会インフラの耐震化・長寿命化を推進する。

9. 農林水産

- 農林水産物・食品等の生産段階から加工、流通段階までを含む一連のサプライチェーンが巨大災害発生時においても機能維持するよう、リスク等を考慮しつつBCPの策定・企業連携等のソフト対策や、生産基盤・施設等の長寿命化対策・耐震化等のハード対策を推進する。

また、被災直後の食料供給が円滑に行われるよう調達体制の充実を図るとともに、民間備蓄との連携等による国全体の備蓄を推進する。

- 近年頻発する集中豪雨や地震・津波等の大規模災害の発生を踏まえ、ため池等農業用排水施設・漁港施設等の耐震対策、湛水防除、地すべり対策、荒廃地・荒廃危険山地における治山対策等の地震・豪雨対策や、海岸防災林・海岸保全施設の整備、避難路・避難場所の確保、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策などのハード対策を点検・調査結果等に基づき推進する。

また、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化、地域コミュニティの維持・強化等のソフト対策を組み合わせ、農地等のみならず、人命・財産等を被害から守れるよう、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を関係機関が連携しつつ推進する。

加えて、必要な流通機能を確保するため、国・港湾管理者・港湾利用者等が協同した港湾機能の継続計画（港湾BCP）の策定及び災害時の協力体制の構築等を推進、津波来襲時の大型船の待避場所の確保、重要な拠点に至る航路機能の確保、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化などを推進する。

- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。
- 自然災害発生時等に、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視等を行う。

10. 国土保全

- 津波、高潮等の災害による浸水被害から人命・資産を防護するため、海岸堤防等の整備、海岸保全施設の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸の侵食対策、粘り強い海岸堤防（緑の防潮堤を含む）等の整備等のハード対策と、津波・高潮ハザードマップの作成支援や水門・陸閘等の効果的な管理運用の推進等のソフト対策等を総合した対策を推進する。なお、海岸堤防等の整備に当たっては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 大規模地震の対策地域における津波被害リスクが高い河川等において、地震・津波対策として、堤防の嵩上げ、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備を推進する。
- ため池等農業用排水施設・漁港施設等の耐震対策等の地震対策や、海岸防災林・海岸保全施設の整備、避難路・避難場所の確保、防波堤と防潮堤による多重防護等の津波対策などのハード対策を点検・調査結果等に基づき推進する。
- 遊水地の整備や既設ダムを運用しながらその機能を向上させるダム再生等の手法も活用したダム建設等の抜本的な治水対策や、堤防の緊急点検結果に基づく緊急対策などの予防的な治水対策を推進するとともに、大規模水害発生時における被害軽減に資する情報提供等の流域減災対策を実施し、総合的な治水対策等を推進する。また、計画規模を上回る洪水等に対しても、人命・資産への被害を極力軽減する対策を充実させる。
- 頻発する局地的な大雨（ゲリラ豪雨）への対応として100mm/h 安心プラン等による河川と下水道の一体的な施設整備等に加え、ハザードマップ策定等のソフト対策により、市街地等の浸水被害の軽減対策を推進する。
- 湛水防除等の豪雨対策を推進するとともに、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化等のソフト対策を組み合わせ、農地等のみならず、人命・財産等を被害から守れるよう、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を関係機関が連携しつつ推進する。

- 火山噴火や深層崩壊等の土砂災害に備えた施設整備等のハード対策と危機管理計画の策定等のソフト対策とで連携を図り、土砂災害対策を総合的に実施する。
- 地すべり対策、荒廃地・荒廃危険山地における治山対策を点検・調査結果等に基づき推進するとともに、農山漁村のハザードマップの作成・周知や施設の保全管理体制強化等のソフト対策を組み合わせ、総合的な災害対応力の強化を推進する。
- 史跡名勝天然記念物に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策への支援等を着実に推進する。
- 非破壊検査技術、ロボット技術等の新技術や IT 等の活用により、効率的・効果的な社会資本の維持管理・更新システムを実現し、ライフサイクル全般（調査、設計、施工、維持管理）にわたる情報の高度化により、新たな建設生産システムを構築するとともに、これらの技術を支える人材の確保・育成等の体制整備の推進を図る。
- ICT 技術の活用、各種インフラ情報のデータベース化を行うことにより、災害時の被災状況調査、応急復旧対策、救助活動の迅速化を推進する。
- 基幹インフラの復旧・復興に係る測量、ロボット施工等に不可欠な GNSS 連続観測システム等について災害時を含め安定的なサービスを提供するとともに、津波予報等に貢献する GNSS 情報提供システムの開発・構築を図る。また、災害発生時に備えた地理空間情報（G 空間情報）の整備、活用、共有を推進する。
- 地震・津波・火山・風水害等の速報、被災状況の把握等に貢献するため、海底地震津波観測網・地球観測衛星の活用を図るとともに、観測・予測等の研究開発の推進を図る。
- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

- 水力エネルギーの有効活用や小水力発電の推進を図る。

11. 環境

- 廃棄物処理施設の更新整備において、大量の災害廃棄物を円滑に処理すること及び防災の拠点ともなり得る高効率なエネルギー利用を行うことが可能な廃棄物処理施設を整備すること等により、災害に強い強靱な廃棄物処理システムの構築を図る。
- 南海トラフ地震等の巨大災害に備え、災害廃棄物の推計発生量や廃棄物処理施設の処理能力を踏まえた、地方環境事務所、地方公共団体等からなる広域的な処理体制の整備、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの整備及び備蓄倉庫・資機材等の確保等の対策を含めたグランドデザインの検討を行う。
- 個別分散型污水处理施設の特性を生かした災害に強い浄化槽の整備を進めるとともに、地方公共団体が行う浄化槽台帳システムの整備を促進するための支援を行い、早期復旧に資する体制の構築を図る。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。
- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

12. 土地利用（国土利用）

- 非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理について、機能分散、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等、非常時を想定した対策を検討する。
- 地方公共団体を実施する地籍調査への支援、都市部官民境界基本調査を実施する。

- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させるため、地域コミュニティとの連携、自然との共生に配慮しつつ、鳥獣管理・鳥獣害対策等を徹底した上で、農地・森林の整備及び保全を推進する。
- 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進する。

【横断的分野】

1. リスクコミュニケーション

- 広報・普及啓発・防災教育・防災訓練を充実させるため、国土強靱化（レジリエンス）コミュニケーションについて学校における防災教育を含めた国民に対する広報、普及啓発活動及び教育訓練の機会をより積極的に展開することにより、一人でも多くの国民に国土強靱化に対する意識を高め、正しい理解と実践的な行動力を習得するように努める。
- 指導者・リーダーを養成するため、国土強靱化について広報、普及啓発、防災教育、防災訓練を行う立場の専門知識や技術、ノウハウの習得を行うために必要な指導者・リーダーが不足していることから、男女共同参画の視点に留意しつつ、全国各地における地域防災リーダー等の指導者・リーダーの育成を推進するとともに教職員の資質の向上を図る。
- 地域により災害のリスクは多様であることから、国土強靱化の普及啓発等に関するコンテンツの開発・共有化を推進するため、汎用性のあるコンテンツを開発するとともに、学校での防災教育や地域コミュニティの自主的な防災講習などの多様なニーズに対応し、誰もが簡単にコンテンツを共有できる体制を構築する。
- 国土強靱化（レジリエンス）コミュニケーションを中長期的な視点から持続可能な取組として実施していくためには、各府省庁が実施する施策の効果を検証し、送り手である専門機関（リーダー、専門家）と受け手である実施主体（受講者）の情報の統合化（集約、マッチング、提供）を図ることが有益とな

る。このため、国土強靱化コミュニケーションの取組についての継続的な評価や改善を一元的に進めていくための方策を、中長期的な視点から検討する。

- 事業継続等新たなマネジメントシステム規格の活用等による事業競争力強化モデル事業の実施を通じて、関係者に対し防災や減災等国土強靱化に資する情報共有等の推進を図る。

2. 老朽化対策

- 「インフラ長寿命化基本計画（基本方針）」に基づき「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定を推進する。また、これらの計画に基づき、メンテナンスサイクルが円滑に回るよう、インフラの戦略的な維持管理・更新に取り組むことにより、地域の安全性を確保するとともに、トータルコストを縮減・平準化する。
- 非破壊検査技術やロボット技術等の新技術や IT の活用により、社会資本の維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現する。
- 社会資本の維持管理・更新等の現場を担う技術者の確保・育成等に必要な体制や制度の整備の推進を図る。
- 道路上部空間の利用等により、首都高速道路など高速道路の老朽化対策を民間都市開発と一体的に行う PPP 事業を推進する。

3. 研究開発

- 国土強靱化の推進に資する研究開発・技術開発を推進する。
被害状況推測手法の開発、耐震・耐津波性等の観測・予測・評価に関する手法・基準の研究、耐震化・長寿命化に資する構造材料研究開発、点検・診断・モニタリング技術開発、耐震・耐津波技術の開発、複合災害に対する危機管理の研究、大規模災害に対応する車両・資機材の研究開発、地理空間情報（G 空間情報）やプローブ情報の活用、次世代社会インフラに対応するロボット開発、制御システムセキュリティの研究開発、草本・木質・微細藻類バイオマスの利用拡大に向けた技術開発 等

(別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅・建築物が約8割(H20)、国公立学校が約9割(H25)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していることから、長期的な視点に立って研究、技術開発を着実に進めていく必要がある。建築物については、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性を確保するための対策を図る必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するための対策が途上であるとともに、地下街の防災対策のための計画に基づく取組に着手(H26)することとしているところであり、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地(5,745ha)の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(重要業績指標)

【国交】住宅・建築物の耐震化率 住宅：約79% (H20) 建築物：約80% (H20)

【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率 15% (H24)

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91% (H24)

【国交】大規模盛土造成地マップ公表率 約4% (H25)

【国交】防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合 0% (H25)

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha (H23)

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 建築物の耐震化については、現状の耐震化率が約8割(H20)であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 特に、官庁施設(86%(H24))、学校施設(88.9%(H25:公立学校))、公立社会教育施設(69.5%(H23))、公立社会体育施設(72.6%(H24))、医療施設(73%(H24))、社会福祉施設(84.3%(H24))等については、避難所等にも利用されることから、さらに促進を図る必要がある。
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。

(重要業績指標)

【国交】建築物の耐震化率 約80% (H20) (再掲)

【厚労】全国の災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 73% (H24)

【厚労】社会福祉施設の耐震化率 84% (H24)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等が進められているが、取組主体となる地方公共団体の財政状況等により一部で計画的に進捗していないこと、南海トラフ地震等の広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を図るとともに、広域かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の計画高までの整備・耐震化率は約3割（H24）に留まっており、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化等を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。例えば人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾や津波等に対する脆弱性を有する漁業地域において、低頻度大規模津波に対してハード・ソフト対策等を総合した防護水準を検討する必要がある。
- 津波からの避難を確実にするため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。
- 大規模地震想定地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化率は約3割（H24）に留まっており、それらの着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。
- 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める必要がある。

（重要業績指標）

【国交】津波防災情報図の整備 20%（H25）

【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%（H24）

【国交】緊急地震速報の精度向上（震度の予想誤差が±1階級におさまる割合） 79%（H24）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）

【農水】防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 49%（H23）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 約33%（H24）

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進している。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせる実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 内水ハザードマップの整備率（ハザードマップを作成・公表し訓練を実施した市町村の割合）が約3割（H24）、洪水ハザードマップが約6割（H24）であり、各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、人材・組織体制等が不十分である場合が多いため、人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率 約74%（H24）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31%（H24）

【国交】洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 62%（H24）

【国交】下水道による都市浸水対策達成率 約55%（H24）

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等が進められているが、具体的で実践的な避難計画の策定率が13%（H24）であることなど、進捗が途上であり、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。
- 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊等）、火山噴火等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。
- 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率が47%（H24）であることなど、施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】具体的で実践的な避難計画の策定率（火山） 13%（H24）

【国交】土砂災害から保全される人家戸数 約108万戸（H24）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）

【農水】ダム等極めて重要な農業水利施設のレベル2地震動に対応した耐震設計・照査の実施割合 4割（H24）

【農水】決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ等ソフト対策を実施した割合 3割（H24）

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落（H25）

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 市町村におけるJアラートの自動起動機の整備（整備率93%（H25））や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報コモンズの加入促進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。
- 民間事業者等との連携による自動車のプローブ情報等を活用した被害状況の早期把握やGPS波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS¹情報提供システムによる地震関連情報の提供、電子防災情報システム等の整備等、ITも活用して情報収集手段の多様化・確実化が図られてきているが、地震の規模等の提供に300分（H24）要するなどしているため、それぞれの施策について更なる促進・推進を図る必要がある。
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する必要がある。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の整備率 93%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）

【総務】AM放送局（親局）に係る難聴対策としての中継局整備率 0%（H25）

【国交】地震の規模等の提供に要する時間 300分（H24）

【国交】外国人旅行者に対する災害情報の伝達に関する自治体向けの指針の周知 0市町村（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）

¹ GNSSとは、Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）の略称であり、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。例えば、大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割(H24)であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。
- 水道施設の耐震化率は34%(H24)であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えは約8割(H24)であり、学校・病院等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。
- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。例えば、学校施設の多くが避難所に指定されているが、備蓄機能等の防災機能が不十分である。
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインが策定されたところであり、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率 59% (H24)
- 【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34% (H24)
- 【経産】低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合(全国) 81% (H24)
- 【農水】応急用食料の充足率 100% (H24)
- 【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31% (H25)
- 【国交】広域的支援物資輸送訓練実施箇所率 33% (H25)
- 【国交】多様な物流事業者からなる協議会等の設置地域率 0% (H25)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。
- 山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。
- 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による国全体の備蓄の推進や着手したばかりの企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。
- 地方行政機関等(警察等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 民間プローブ情報の活用等による道路交通情報を的確な把握と提供を推進する必要がある。

(重要業績指標)

- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24)
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60% (H24)
- 【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0% (H25)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、海外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。
- 災害対応において関係省庁毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。
- 警察施設、自衛隊施設及び消防庁舎の耐震化率は約 8 割（H24）であることなどから、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。また、消防救急無線のデジタル化は約 3 割（H25）、警察の無線中継所リンク回線の高度化の達成率は約 5 割（H25）であることなどから、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。
- 自治体、関係府省庁の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるとともに、民間プローブ情報の活用、信号機電源付加装置の整備、地図情報の標準化に関する検討等を推進し、円滑な活動を支援する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】緊急消防援助隊の増強 4,600 隊（H25）

【国交】リエゾン協定締結率 93%（H25）

【防衛】災害対処能力の向上に資する装備品の整備率 0%（H25）（再掲）

【警察】災害警備訓練施設の設置 0%（H25）

【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率 82%（H24）

【総務】消防救急無線のデジタル化整備済団体の割合 31%（H25）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229 台（H24）（再掲）

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害時の石油製品需要を想定した備蓄量の検討及び関係府省庁間の連携枠組みの構築が進められているが、いまだ確立していないため、引き続き関係省庁において調整を継続し、早期に連携体制を構築する必要がある。
- 需要家側においても、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション）整備への支援が進められており、現在約 1,000 施設にて整備されている。今後の普及の推移に応じて支援方策について検討する必要がある。
- そもそもエネルギー供給のためのインフラ被災時には供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】避難所となり得る施設への石油製品貯槽の配備率 31%（H25）

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、都市再生安全確保計画及びエリア防災計画等に基づく取組に着手しているところであり、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入態勢の確保を図る必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係府省庁間の連携調整を事前に行う必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 地方行政機関等（警察等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 大都市において、鉄道不通時の代替輸送手段の確保等への対応をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交・内閣官房】都市再生安全確保計画及びエリア防災計画を策定した地域数 11 地域（H25）

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。
- 災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率は約 7 割（H24）に留まり、耐震化が未了の施設では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 災害拠点病院となる国立大学附属病院における防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）が不十分な施設があり、災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、その対策を進める必要がある。
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。
- 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避することにより、救急搬送の遅延を解消する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】災害拠点病院における DMAT 保有率 80%（H25）

【厚労】都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築検討着手数 16 県（H25）

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。
- 下水道施設の耐震化率は約 4 割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道 BCP の策定率は 1 割弱（H24）であり、自治体と連携して BCP 策定を促進していく必要がある。
- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】感染症法に基づく消毒等事業実施自治体数 139 自治体（H24）

【厚労】予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 91.9%（H24）

【国交】下水道津波 BCP 策定率 約 9%（H24）

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 矯正施設の被災状況等に係る関係機関等との情報共有が図られていないため、速やかに体制構築を図る必要がある。
- 矯正施設の耐震化率は約7割（H24）であり、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。
- 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。
- 公共の安全と秩序の維持を図るため、政府として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【法務】矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築 0庁（H25）

【法務】矯正施設の耐震化率 70%（H24）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 安全な交通の確保について、信号機電源付加装置の整備が当面の目標である6,400台のうち5,229台（H24）と進捗しているものの、約20万台ある信号機のごく一部の整備にとどまることから、目標を達成しても効果が限定されるため、中長期的な視点から着実に整備を進める必要がある。

（重要業績指標）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 政府全体の業務継続計画に基づき各府省庁の業務継続計画を継続的に見直し、内容を改善する必要があるとともに、評価手法を構築し評価を実施する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全と機能の確保が図られる。耐震化率は約9割（H24）と進捗しているものの、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。特に中央防災無線については、首都圏における非常用電源、ループ化及びバックアップが強化された機関は約6割（H25）にとどまるなど、災害時における通信を確保するための対策を推進する必要がある。
- 官庁施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【各府省庁】政府全体の業務継続計画に基づく各府省庁の業務継続計画の改定状況 0府省庁（H25）

【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価状況 0府省庁（H25）

【各府省庁】業務継続のために必要な発電用燃料の充足度（各府省庁が1週間程度の燃料を備蓄していること）3日分程度（H24）

3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 業務継続計画を策定している地方公共団体は、平成 25 年 8 月現在、都道府県で 60%、市町村で 13%に留まっており、地方公共団体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。
- 官庁施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の対策が完了すれば最低限人命の安全の確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化率が 82.6% (H24) であり、耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。
- また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校(公立学校施設耐震化率 88.9% (H25))、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。
- 警察署や消防庁舎の耐震化率については約 8 割 (H24) にとどまることなどから、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。
- 9 割が避難所となる学校施設において、吊り天井等の非構造部材の耐震対策が構造体の耐震化と比べ著しく遅れており、耐震対策の一層の加速が必要である。また、天井等落下防止対策を進めるため、専門的技術者の養成、技術的な支援体制を整備する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率 83% (H24)

【環境】全国の 47 都道府県及び 20 政令指定都市における防災拠点等への再生可能エネルギー等導入に係る事業計画の策定 57% (H25)

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 首都中枢機関の中央省庁において、長期電源途絶等に対する情報通信システム(非常時優先業務等に限る)の脆弱性評価の取組が始められたところであり、今後、その知見を踏まえ、その他の機関に拡大した上で、必要に応じて対策を講じる必要がある。
- 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等(通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

(重要業績指標)

【総務】事業用電気通信設備規則(総務省令)の適合 100% (H24)

【警察】無線中継所リンク回線の高度化の達成率 54% (H25)

【国交】デジタル無線機の整備進捗率 94% (H25)

4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 耐震性が確保されない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、耐震性を確保する必要がある。また、事業継続計画については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備の対策を実施している事業者の割合は 23%（H25）にとどまっているため、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備やその基盤となる公共情報コモンズの加入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率 23%（H25）

【総務】公共情報コモンズの都道府県の導入状況 32%（H25）（再掲）

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定への取組が必要であるが、例えば、石油化学業界における産業保安のための施策の実施計画の策定の開始など、その取組は緒に就いたばかりであるので、関係府省庁及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。
- 個別企業の BCP についても、大企業では 5 割弱で策定されているが、中堅企業では約 2 割にとどまっている（H23）ため、策定を促進すること及びその実効性を向上させる必要がある。
- 物流事業者の BCP 策定率は 27%（H23）にとどまっており、企業毎の BCP 策定に加え、企業連携型 BCP の策定に取り組む必要がある。
- 海上交通管制の一元化、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートへの耐災害性を高める取組が始まっており、それらの取組を推進する必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【内閣府】大企業及び中堅企業の BCP の策定割合 大企業：45.8%（H23） 中堅企業：20.8%（H23）

【国交】特定流通業務施設における広域的な物資拠点の選定率 28%（H25）

【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合 0%（H24）

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、石油精製・元売各社における BCP を策定したところであり、訓練の実施等を通じて実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画、BCP の見直しを図る必要がある。
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 従来のコンビナート防災訓練は火災等直接災害を対象としてきており、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施する必要がある。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

(重要業績指標)

【経産】石油精製・元売会社におけるバックアップ体制を盛り込んだ BCP の策定率 0% (H24)

【経産】全都道府県における防災訓練等の人材育成事業の実施 100% (H25)

【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の実施率 100% (H25)

【防衛】訓練目的の達成率 100% (H25)

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナートの防災アセスメント指針の公表 (H25.3)、事象事例の情報提供等を通じて、道府県が行う石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで 98% (H24) であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進するとともに、南海トラフ地震に対する耐震基準見直しの検討を進める必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。
- コンビナートの災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) が新設されたところであり、同部隊の体制強化を図るとともに、関係機関との合同訓練の実施、高度な消防ロボットの研究開発等を推進する必要がある。
- コンビナートエリア内における企業連携型 BCP/BCM 構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。

(重要業績指標)

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0% (H25)

【総務】石油タンクの耐震基準への適合率 98% (H24)

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の登録目標の達成 0 部隊 (H25)

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係省庁間の協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。
- 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口カバー率は約6割（H24）であり、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- 航路標識の自立型電源導入率が84%（H24）となっていることなど、港湾施設、航路標識等の防災対策は進捗途上であり、完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】航路標識の自立型電源導入率 84%（H24）

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分にはできていないため、引き続き検討を行う必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策完了率が79%（H24）、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）が47%（H24）であることなど、交通施設に関する耐震化・液状化対策、交通施設分断を防ぐ周辺の対策は進捗途上にあるため、それらの対策を着実に進める必要がある。
- 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾のBCP策定率は3%（H24）にとどまっており、港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係府省庁が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。
- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、鉄道施設の耐震対策、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備 約47%（H23）

【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾BCP）が策定されている港湾の割合 3%（H24）

【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）

【国交】社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所） 約47%（H24）（再掲）

【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 91%（H24）（再掲）

5-6) 複数空港の同時被災

- 広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力の検討等を行い、空港機能等の確保のために必要な対策や関係機関との協力体制の構築について検討を深める必要がある。
- 輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。
- 飛行中の航空機の安全な着陸等を促すため、一元的な航空管制・情報提供をする必要がある。

（重要業績指標）

【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）

【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口 7,600万人（H24）

5-7) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- 中央銀行、金融機関、金融庁の BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等が進められている。特に、主要な金融機関については、BCP が策定済みであり、また、システムセンター等のバックアップサイトは概ね確保されているが（98%（H25））、今後、全ての主要な金融機関において早期に確保されるよう引き続き対策を実施する必要がある。また、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。

（重要業績指標）

- 【金融】金融機関（全銀協正会員）における BCP の策定率 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）のシステムセンター等のバックアップサイトの確保 98%（H25）
- 【金融】横断的訓練の実施 100%（H25）
- 【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるシステムセンター等の重要拠点への自家発電機の設置 100%（H25）

5-8) 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、全国的な食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者の BCP 策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。
- 食品産業事業者が、他の食品産業事業者、関連産業事業者、地方公共団体等と連携・協力体制を構築している割合は 24%（H24）にとどまっていること等から、災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合が 32%（H24）、水利施設の耐震設計・照査を実施した割合が 4 割（H24）、機能保全計画を策定した割合が 6 割（H24）等となっており、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図っていく必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。
- 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合 24%（H24）
- 【農水】陸揚岸壁が耐震化された流通拠点漁港の割合 32%（H24）
- 【農水】国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合 6 割（H24）
- 【農水】農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2 割（H25）
- 【農水】湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 2.1 万 ha（H24）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- 電気設備の自然災害に対する耐性評価等を実施中であり、これに基づき必要に応じ発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 製油所の非常用設備（発電機、情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入率は約 4 割（H24）であり、製油所の非常時出荷能力確保のため、これらの導入促進を図る必要がある。
- 石油タンクの耐震基準への適合率は貯蔵量ベースで 98%（H24）であり、耐震改修を促進させる必要がある。また、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。さらに、コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する必要がある。
- 石油及び石油ガスの国家備蓄基地の耐震工事を実施中であり、これを着実に完了させる必要がある。また、石油製品、石油ガスの国家備蓄量の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- エネルギー供給施設の災害に備え、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）が新設されたところであり、同部隊の体制整備を図るとともに、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

（重要業績指標）

【経産】製油所の非常用 3 点セット（非常用発電機、非常用情報通信システム、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合 38%（H24）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）

【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定率 0%（H24）

【経産】石油製品の備蓄目標達成率 95%（H25）

【経産】国家備蓄石油ガスの備蓄量 46%（H24）

【総務】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に定めるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の登録目標の達成 0 部隊（H25）

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことなどから、現状でその耐震適合率は 3 割程度（H24）にとどまっている。その推進のためには、都道府県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。

（重要業績指標）

【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率 34%（H24）（再掲）

【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率 13%（H25）

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の耐震化率は約4割（H24）であり、自治体と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、下水道BCPの策定率は1割弱（H24）であり、自治体と連携してBCP策定を促進していく必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は約4割（H25）であり、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳システム整備の達成度は7割未満（H23）であり、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農業集落排水施設の機能診断実施地区割合 4割（H25）
- 【国交】下水道津波BCP策定率 約9%（H24）（再掲）
- 【国交】地震対策上重要な下水管きよにおける地震対策実施率 約41%（H24）
- 【環境】浄化槽台帳システム整備自治体数 198自治体（H23）

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、鉄道の運転再開の対応について各事業者において検討を進める必要がある。
- 被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。

（重要業績指標）

- 【農水】農道橋（延長15m以上）・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合 2割（H25）（再掲）
- 【国交】橋梁の耐震補強完了率 79%（H24）（再掲）
- 【国交】道路斜面等の要対策箇所の対策率 60%（H24）（再掲）
- 【国交】空港の津波早期復旧計画の策定空港数 4空港（H25）（再掲）

6-5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地（5,745ha）の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。
- 警察が収集する交通情報を補完する民間プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積 0ha（H23）（再掲）

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や護岸等の整備・強化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し二次災害を発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 自然生態系が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

（重要業績指標）

【総務】石油コンビナート等防災計画の見直しを行った防災本部の割合 0%（H25）（再掲）

【経産】製油所の耐震強化等の進捗状況 0%（H24）（再掲）

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約31%（H24）（再掲）

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係府省庁・地方自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化率は、住宅・建築物が約8割（H20）と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。
- 地球観測衛星による高精度な観測体制を構築し、高分解能かつ広域性のある観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。
- 自動車の民間プローブ情報の活用による迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。

（重要業績指標）

【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 5,229台（H24）（再掲）

7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。
- 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液化化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係府省庁・地方自治体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

(重要業績指標)

【農水】ため池の点検・診断の実施割合 4割 (H25)

7-5) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練や、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き国と地方公共団体が連携して対応する必要がある。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定や大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の安定解析が実施されているが、それらを踏まえた対策を速やかに実施する必要がある。

(重要業績指標)

【経産】安定解析を行った集積場の数 50% (H24)

7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。
- 森林については、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合は74% (H25) であるが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 74% (H25)

【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 55千集落 (H25) (再掲)

7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 災害による失業、消費意欲減退等に伴う経済的な影響に対する適切な対応を検討する必要がある。

(重要業績指標)

【金融】横断的訓練の実施 100% (H25) (再掲)

【金融】金融機関（全銀協正会員）におけるBCPの策定率 100% (H25) (再掲)

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。
- 自立稼働可能なごみ焼却施設は中核市以上の市で約3割（H25）であり、老朽化対策と合わせ自家発電設備の設置等災害対応力強化を図る必要がある。
- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率は1割未満（H22）であり、計画策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図る必要がある。
- 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を促進する必要がある。
- 災害廃棄物の他地域自治体の受入協力に合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施について検討する必要がある。

（重要業績指標）

【環境】ストックヤード整備率 46%（H22）

【環境】ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 27%（H25）

【環境】災害廃棄物処理計画の策定率（市町村） 8%（H22）

【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発（市町村） 2%（H25）

【環境】有害物質把握実施率 21%（H22）

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。国から地方公共団体に派遣する災害対策現地連絡員に関する協定を締結している市町村は約9割（H25）と進捗しており、大規模災害が発生した場合の派遣ニーズに対応するため、TEC-FORCEの人員・資機材・装備の充実を図る必要がある。
- 応急復旧の迅速化を図るため、人の立入りが困難な現場での災害対応ロボットの導入、情報化施工の普及等ICT等を活用した技術の開発、定着を図る必要がある。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。国においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、関係府省庁、地方自治体等が連携しながら対応する必要がある。
- 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- 警察災害派遣隊即応部隊や緊急消防援助隊、災害派遣部隊等の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、警察災害派遣隊については、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油施設の設置を進める必要がある。
- 警察署の耐震化率については約8割（H24）に留まっており、南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、地方公共団体の警察機能が十分機能するよう耐震化を進める必要がある。

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震、津波、火山噴火等に関する被害の想定、幹線が分断するリスクの想定が十分ではないため、その検討を進める必要がある。
- 緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋梁の耐震対策完了率は 79% (H24)、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率（重要交通網に係る箇所）は 47% (H24) であること等、想定している計画規模に対する対策に時間を要しており、計画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、府省庁横断的に、地方自治体等とも連携して総合的に取組を進める必要がある。
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は 50% (H24) にとどまっており、地方公共団体における予算・人員の制約等から、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

（重要業績指標）

【国交】橋梁の耐震補強完了率 79% (H24) (再掲)

【国交】地籍調査進捗率 50% (H24)

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から衛星等による観測データを活用し、基本的な地理空間情報を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。
- 災害発生後に、観測衛星による高分解能かつ広域性のある観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等へ提供することに合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発を推進する必要がある。
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

（重要業績指標）

【国交】内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 31% (H24) (再掲)

【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化） 約 31% (H24) (再掲)

注1) 脆弱性評価については平成26年3月時点で評価したものである。

注2) 重要業績指標として掲載した現状値は、() 内の年度末時点で把握されているものである。

